

# 年金記録の回復に伴って年金（時効特例給付）が支払われた方に物価上昇分の加算金（遅延加算金）が支払われます。

平成 22 年 4 月 30 日から「遅延加算金法」が施行されます。

## 趣 旨

- 年金時効特例法（平成 19 年 7 月施行）により、年金記録の回復に伴って年金（過去 5 年よりも以前の分）をさかのぼってお支払しています。
- 今回の遅延加算金法は、当時の年金（時効特例給付）が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金としてお支払いするものです。

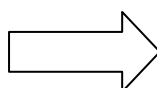
## 対象となる方

平成 21 年 4 月 30 日（遅延加算金法の公布日の前日）以前に時効特例給付が支払われた方



**請求手続きが必要**となります。  
(※) 平成 22 年 4 月 30 日から 5 年以内にご請求ください。

平成 21 年 5 月 1 日（遅延加算金法の公布日）以降に時効特例給付が支払われた方、または、これから支払われる方



**請求手続きは不要**です。  
(※) 自動的に手続きを行い、お支払いをいたします。

(※) 一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金のお支払いの対象となります。

## お支払いする遅延加算金の額

- 年金記録の回復により支払われた年金（時効特例給付）の物価上昇相当分が加算金の額となります。
- 具体的な額は、時効特例給付の額や年金の受給を開始された年などによって異なりますので、  
請求手続きの必要な方は、裏面に説明しておりますダイレクトメールをご覧ください。か、お近くの「年金事務所」または「年金相談センター」にご相談いただきますようお願いいたします。

## 請求が必要な方の手続

- 出来る限り簡単に手続をしていただけるよう、加算金の額を含め、あらかじめ必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件を満たす方に順次発送いたします。
  - 今すぐに手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの年金事務所にご相談いただいた上で、必要な書類をご提出（または郵送）していただきますようお願いいたします。
- ※ 郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。
- ※ お手続からお支払いまでの期間は、3か月程度を予定していますが、若干前後する可能性があります。
- お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

## 窓口での手続の際に、お持ちいただくもの

### 【年金を受給している方が手続をされる場合】

- 年金証書、振込通知書など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

### 【ご遺族が手続をされる場合】

- 請求されるご遺族の方に応じた添付書類が必要となる場合がございます。詳しくはお近くの「年金事務所」「年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。

※ ご本人以外の方が代理で手続きをされる場合には、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

①委任状 ②委任状を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証等）

## 遅延加算金詐欺にご注意！

- 年金事務所の職員を装って「遅延加算金をお支払します」とだまし、お金を振り込ませる詐欺事件にご注意ください。
  - ・ 遅延加算金を ATM でお支払いすることは絶対にありません。
  - ・ 携帯電話を持って ATM へと言われたら遅延加算金詐欺です。
  - ・ 相手の言った電話番号をう吞みにせず、電話帳などで電話番号を確認して関係機関に問い合わせましょう。

詳しくはお近くの「年金事務所」「年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日 8:30～17:15）までお問い合わせください。

※IP 電話・PHS からは 03-6700-1165

日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）

厚生労働省・日本年金機構